

(参考資料1)

各種法令等による青少年の年齢区分

法令等の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
学校教育法	学齢児童	6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校（又は特別支援学校の小学部）の過程を終了した日の翌日以降における最初の学年の初めから、15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	20歳未満の者
	婚姻適齢	男：満18歳、女：満16歳（未成年者は、父母の同意を得なければならない）
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
子ども子育て支援法	子ども	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
青少年保護育成条例	青少年	18歳未満の者
青少年喫煙飲酒防止条例	青少年	20歳未満の者

